

第5章

目標設定

市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組みへの支援に関し、都道府県が取り組むべき施策の目標（介護保険法第118条第2項第3号）は次のとおりとする。

指標		現状	目標	把握方法
65歳平均自立期間	男	17.46年	18.69年	島根県健康指標データベースシステム（SHIDS） 【現状】 H23～H27年 5年平均値 【目標】 H29～H33年 5年平均値
	女	20.92年	21.06年	
介護給付適正化主要5事業のうち3事業以上取り組む保険者数		8保険者	11保険者	保険者への照会により把握 【現状】平成29年度末 【目標】平成32年度末

※65歳平均自立期間…65歳の方があと何年自立した生活が期待できるかを示した指標。島根県では、要介護認定データをもとに要介護者割合（要介護2～5）を算出し、生命表に割り当てることで算出している。

※65歳平均自立期間の目標値は、島根県保健医療計画（平成30（2018）年度～平成35（2023）年度）に掲げる全体目標と同一の目標である。

※介護給付適正化主要5事業…要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知の5事業をいう。

